

保険薬局の薬剤師による 在宅医療のご案内

健康と笑顔
薬でサポート



あなたの身近に
かかりつけ薬局

Pharma

株式会社 ファルマ

- 弘前調剤センター
- ファルマ浪岡薬局
- ファルマ ーツ谷薬局
- 藤代薬局
- 黒石薬局
- ファルマ弘前薬局

保険薬局の薬剤師による 在宅医療とは……

急激に進む高齢化社会と相次ぐ医療・介護制度の改正により、ご自宅や施設で医療を受ける患者様がますます増えてきています。

このような背景のもと、処方箋を受け付けた薬局の薬剤師が、調剤したお薬を持ってご自宅や施設に直接お伺いし、お薬の服用方法を説明するものです。

この際に、飲み残しのあるお薬への対応や、日常お使いの市販薬、サプリメント、健康食品や食べ物などとの飲み合わせについてのアドバイス、副作用が出ていないかなどの確認をします。

また、血圧や体温の測定などを行う場合もあります。これらの結果については主治医へはもちろん、ケアマネージャーなどにも報告し、チーム医療の一員として患者様とご家族をサポートします。



薬剤師による在宅診療は ケアプランの枠外 です。

薬剤師が関与する在宅医療は、通常のケアプラン枠に入りません。ですから、介護保険によりケアサービスを受けている方は、これまでどおりのケアサービスを受けることができます。





薬剤師が関わる在宅医療

服用回ごとに一包化

飲み忘れの無いよう、服用回ごとにお名前・飲み方など印字し、一包化をします。



ご自宅・施設まで

薬剤師がお薬を持ってご自宅やお住まいの施設へお伺いします。



残薬の調整と工夫

飲み忘れなどにより手元に残っているお薬を調べ、医師と相談の上、調整します。また、飲みにくいお薬があった場合、粉の薬に変える等、個別に工夫して調剤します。



飲み忘れを防ぐ

お届けしたお薬は、ご相談の上、お薬カレンダーなどに服用回ごとにセットします。



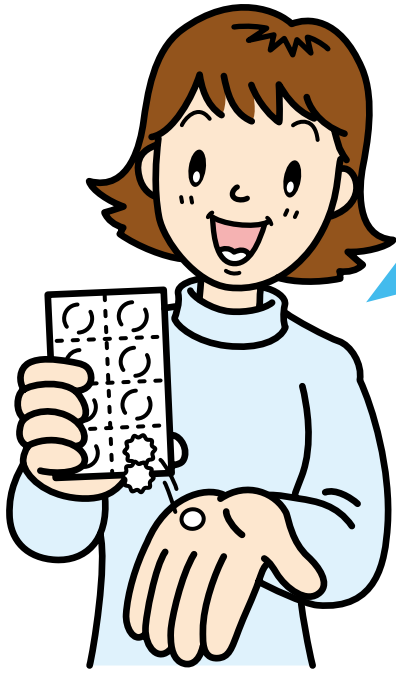
飲み合わせ、副作用のチェック

複数の診療科で処方されたお薬の重複投与や飲み合わせ、副作用がでていないかチェックします。あわせて、市販されている医薬品、サプリメントなどの飲み合わせもチェックします。



サポートします

薬剤師訪問時に患者様ご本人の状態を把握し、医師、ケアマネージャーに報告し、治療と介護をサポートします。



施設に入居されている 患者様 施設スタッフの皆様に

グループホームなどで生活・療養されている患者様に処方されたお薬を薬剤師が施設へお届けし、患者様の病状や服用方法のご相談を受け、服薬のサポートを行います。飲み残しのお薬の確認や、複数科受診の場合のお薬の飲み合わせなどを訪問薬剤師が調べ、必要な情報をかかりつけ医やケアマネジャーに報告します。

かかりつけ薬局として患者様へ施設スタッフの皆さまとともに服薬のお手伝いをします。

ご相談・お申込みの手続きは…

- ◎サービスを開始するにあたり、医師の指示が必要になりますので、**まずは薬局にご相談ください。**
- ◎介護認定を受けている患者様は介護保険、介護認定を受けていない患者様は現状通り医療保険を利用します。どちらも**当薬局との契約が必要となります。**
- ◎訪問する時間帯につきましては、患者様のご都合を伺いご相談させていただきます。

薬剤師は薬学的な観点から、患者様のヘルスチェックを行います。

処方された薬の効果を確かめ、体調の変化を読み取り、担当医師に報告をします。

赤外線体温計



血圧計



パルスオキシメーター



| 介護保険 | 認定を受けている方 | 認定を受けていない方 |
|-----------------------|-------------------------|----------------------------|
| 名称 | 居宅療養管理指導 | 訪問薬剤管理指導 |
| 使用する保険 | 介護保険 | 健康保険 |
| 利用料 (月1～4回まで1回当たり) | 居宅施設などによって利用料が異なります(注1) | 290円(1割負担)～ 870円(3割負担)～ |

費用
(利用料)

(注1) 単一建物居住者が 1人 509円
 // 2～9人 376円
 // 10人以上 344円

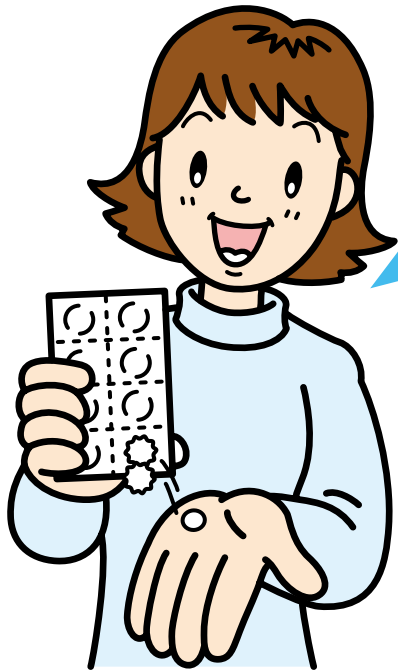
※上記利用料以外に「居住している地域」や「事業所の所在地」等によって、利用料が変更となる場合があります。料金については別途ご案内致します。

※「居宅療養管理指導」へは生活保護(法別番号12)・特定疾患(法別番号51)・原爆(法別番号19)の公費が適用されますので、適用の患者様は**実質的に一部負担金徴収は御座いません。**

※「訪問薬剤管理指導」に関しては医療保険を引き継ぎますので、現在窓口負担が発生していない患者様は引き続き**0円**となります。

※「居宅療養管理指導」はケアプランの枠外になるので、**支給限度額には拘束されません。**

※麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合は、利用料に**100円**が加算されます。更に利用回数は月8回までとなります。



ご自宅で療養されている 患者様 ご家族の皆様へ

ご自宅で生活・療養されている患者様に処方されたお薬を薬剤師がご自宅へお届けし、ご本人やご家族の方に服薬指導を行い、患者様の病状や服用方法のご相談を受け、服薬のサポートを行います。飲み残しのお薬の確認や、複数科受診の場合のお薬の飲み合わせなどを訪問薬剤師が調べ、必要な情報をかかりつけ医やケアマネージャーに報告します。

かかりつけ薬局として患者様へ御家族の皆様とともに服薬のお手伝いをします。

手順は施設入居の方と同じです。
まずは薬局にご相談ください。



費用
(利用料)

| 介護保険 | 認定を受けている方 | 認定を受けていない方 |
|-----------------------|-----------|------------------------------|
| 名称 | 居宅療養管理指導 | 訪問薬剤管理指導 |
| 使用する保険 | 介護保険 | 健康保険 |
| 利用料 (月1～4回まで1回当たり) | 509円 | 650円(1割負担)～ 1,950円(3割負担)～ |

※上記利用料以外に「居住している地域」や「事業所の所在地」等によって、利用料が変更となる場合があります。料金については別途ご案内致します。

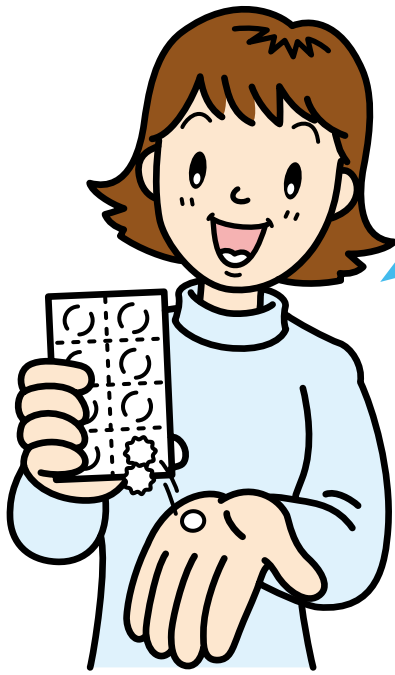
※「居宅療養管理指導」へは生活保護(法別番号12)・特定疾患(法別番号51)・原爆(法別番号19)の公費が適用されますので、適用の患者様は**実質的に一部負担金徴収は御座いません**。

※「訪問薬剤管理指導」に関しては医療保険を引き継ぎますので、現在窓口負担が発生していない患者様は引き続き**0円**となります。

※「居宅療養管理指導」はケアプランの枠外になるので、**支給限度額には拘束されません**。

※麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合は、利用料に**100円**が加算されます。更に利用回数は月8回までとなります。

「居宅薬剤管理指導」はケアプランの枠外になります。



お薬のこと…… 困っていませんか？

ご自身で薬局に行くことが困難な方

ヘルパーさんをお願いしている場合、薬局での待ち時間により、本来のサービス時間が削られてしまいます。

薬剤師が関与する**居宅療養管理指導・訪問薬剤管理指導**では、薬剤師が直接お住まいのところまでお薬をお届けしますので、薬局でお待ちいただくことはありません。その時間は、介護のためにもっと有効にお使いいただくことができます。

複数の医療機関・診療科……

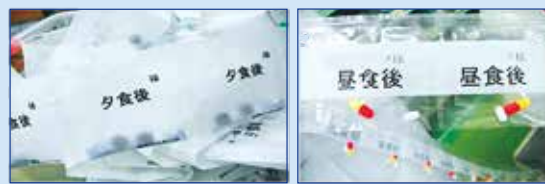
お薬が多く管理が大変、飲み忘れも… という方

いくつかの医療機関や診療科を受診されていて、服用しなければならないお薬の種類が多く、管理に困っている方がいらっしゃいます。

薬剤師が関与する**居宅療養管理指導・訪問薬剤管理指導**では、お薬カレンダーの設置や一回に服用しなければならないお薬を一包化して飲み忘れるお薬がないようにサポートするなど最善の方法をご提案いたします。



「一包化」でこんなにすっきり



更に……

このように工夫してお薬を
セットすることもできます。

■お薬カレンダー

右の写真は30日分のカレンダーにお薬をセットしたものです。

この他、1週間分を朝、昼、夜などそれぞれの服用回ごとにセットするものもあります。



施設スタッフ、ヘルパーさん、ご家族の皆様にも その他、お困りのこと、お手伝いします！

- 医師から処方されたお薬と健康食品などを併せて飲んでいいのか分からない。
- 患者様からお薬について質問され、困ったことがある。



- 処方薬と健康食品、食べ物との飲み合わせ・食べ合わせを薬剤師が訪問時にチェックします。
- また、処方されたお薬を安心して服用していただくため、市販薬との相互作用やお薬についてのご質問・ご相談などにもお伺いした薬剤師が直接応じます。

薬局での待ち時間を短縮させたい。

サービス開始後は処方箋を出して頂くだけになるので、これまでの待ち時間がなくなります。患者様をお待たせすることなくスタッフ・ご家族の皆様の負担軽減に繋がり、患者様へのサービスも広がります。



契約後、お薬、エンシュア、ラコールなどは、薬剤師がお届けします。

2週間分、1ヶ月分ともなると、かなりの運搬スペースと重量になります。

契約によるサービス開始後、薬剤師が施設やご自宅までお届けし、服薬指導を行います。



介護が必要になったとき、その人がその人らしく、 尊厳をもって生活できるようお手伝いします！



介護サービスを受けるためには「要介護認定」が必要です。

保険料は支払っているけれども…
65歳を過ぎて介護保険証はあるけれども…
でも、利用したい、相談したいというときに
どうすればよいのかわからない方が多くいらっ
しゃいます。
そんなときの相談窓口としてもご利用下さい。
ご相談やケアプラン作成に費用負担はござい
ません。介護支援専門員がご質問やご相談に
丁寧にお応え致します。

介護支援専門員の仕事

介護に関する相談に応じ、
介護保険の申請代行を行います。
また、居宅サービス計画を
作成し、居宅サービス事業
者との連絡・調整や、施設
入所の紹介などを行います。

住 所

〒036-8046
弘前市北横町19番地1

電話番号・FAX

電話 0172-40-0119
FAX 0172-33-2509

営 業 時 間

月曜日～金曜日 9:00～17:00
【休日】日祝日
8月13日～14日
12月30日～1月3日



いつでもどこでも安全安心な介護を

居宅介護支援事業所 ファルマ

■ 出前講座も承ります！

施設スタッフの皆様、患者様のご依頼があれば、薬剤師が直接お伺いして出前講座を開
きます。「ジェネリック医薬品ってなあ～に？」「お薬の飲み方は？」「サプリメントそのもの
について」「お薬とサプリメントの飲み合わせについて」など、テーマを含めご相談ください。
3人以上の方にお集りいただければ、日程調整の上、無料で出前講座に伺います。

お問合せ・お申し込みは 電話 0172-37-6016 FAX 0172-39-6383

薬局ご案内



弘前調剤センター

所在地 青森県弘前市北横町 19-1
TEL 0172-37-6016・FAX 0172-37-6672
営業時間 月～金 9:00～17:00
土 9:00～13:00
休業日 日曜・祝日



藤代薬局

所在地 青森県弘前市藤代 2-13-1
TEL 0172-38-2727・FAX 0172-38-2729
営業時間 月火水金 9:00～17:00
木 9:00～18:00
土 9:00～13:00
休業日 日曜・祝日



ファルマ浪岡薬局

所在地 青森県青森市浪岡大字浪岡字浅井 188-7
TEL 0172-62-1288・FAX 0172-62-1289
営業時間 月・火・木 8:30～18:30
水・金 8:30～16:30
土 8:30～12:30
休業日 日曜・祝日



黒石薬局

所在地 青森県黒石市ちとせ 3-3
TEL 0172-53-6226・FAX 0172-53-6366
営業時間 月・木 8:30～18:45
火・水・金 8:30～16:30
土 8:30～12:30
休業日 日曜・祝日



ファルマミツ谷薬局

所在地 青森県五所川原市字一ツ谷 508-9
TEL 0173-39-2277・FAX 0173-35-4786
営業時間 月・火・水・金 8:30～17:45
木 8:30～16:30
土 8:30～12:30
休業日 日曜・祝日



ファルマ弘前薬局

所在地 青森県弘前市扇町 2-2-10
TEL 0172-28-8955・FAX 0172-88-9571
営業時間 月～金 9:00～20:00
土 9:00～13:00
休業日 日曜・祝日



株式会社ファルマ

〒036-8046 弘前市北横町 19-1 TEL 0172-37-6016 FAX 0172-39-6383
<https://www.pharmaizm.co.jp>